

ポイント
(第 4 期中期計画の変更)

令和 2 年 2 月に開催した漁業信用保険業務運営委員会で審議した中期計画の変更については、3 月 25 日に認可、同日施行。

その主な内容については、以下のとおり。

- 令和元年 11 月、会計検査院から水産庁に対し、当信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適正な規模のものとなるよう改善の措置が要求されたところ。

- この会検指摘を受けた水産庁からの指示を踏まえ、
 - ① 国庫に 88 億 6,947 万円を納付する（令和 2 年度に 50 億 617 万 6 千円、3 年度に 38 億 6,329 万 4 千円）
 - ② 協会へ 3 億 4,020 万円を令和 2 年度に払い戻す
旨を中期計画において記載。
(中期計画第 3 の 6 : 不要財産等の処分に関する計画)